

TPP協定における士業の取り決め

2015年11月21日

石塚記

「弁護士、外国法事務弁護士、弁理士、公証人、司法書士、公認会計士、税理士、建築士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士、土地家屋調査士、宅地建物取引業など、不動産鑑定業」の士業は、TPP協定の拘束を受けないようです。

2013年8月2日に、政府が募集した各団体の意見書を政府対策本部が発表しました。主な懸念は「資格の相互承認」と外国人士業の方々の日本国内での営業の問題でした。

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/dantai-iken.html>

越境サービスについて

行政書士；相互承認

公認会計士；相互承認

司法書士；相互承認

土地家屋調査士；相互承認

税理士；相互承認

弁護士；ネガティブリストと外国弁護士の日弁連の会員登録

今回のTPP協定合意では、士業の資格及び営業に関する現行法が留保されています。

関連するTPP協定の章は、「第10章 国境を越えるサービス」です。2013年8月の各団体の意見書もこの章に関して懸念を表明していました。政府対策本部の全章概要は、具体的な表現を省略していますので、原文で確認します。

第10.1条 定義

(省略)

第10.2条 適用範囲

1. 適用するサービス

- (a) 製造業、配送業、マーケティング、サービスの販売あるいは配達
- (b) サービスに対する購入または使用、または支払い
- (c) サービスの供給に関連した、配送、輸送、電子通信網とサービスへのアクセスと使用
- (d) 他の締約国のサービス供給者の自国内における領域の存在
- (e) サービスの供給に対する条件として、財政保障の債券あるいは他のものの提供

2. 1に加えて

(a)第 10.5 条（市場アクセス）と第 10.8 条（国内規定）および第 10.11 条（透明度）は、対象となる投資による締約国の領域におけるサービスの供給に影響を及ぼし、締約国により採用され維持される措置の適用をしなければならない。（注 1）

(b)付属書 10-B（急送便サービス）もまた、対象となる投資に含まれ、急送便のサービスの供給に影響を及ぼし、締約国により採用され維持される措置の適用をしなければならない。

（注 1）より明確には、この章には、付属書 10-A（専門職サービス）、10-B（急送便サービス）、10-C（不適合措置のラチェット機構）を含み、第 9 章の第 B 節の ISDS の対象になるものはない。

3. 適用しないサービス

(a)第 11.1 章で定義された金融サービス。金融サービスが、各締約国領域で第 11.1 条における定義として金融機関による対象となる投資でない投資によって供給されるサービスであればパラグラフ 2 (a) の適用は除外される。

(b)政府調達

(c)政府の権限の行使として提供されるサービス

(d)締約国が提供する補助金または贈与。公的に支援される借款、保証および保険を含む。

4. 本章は、他の締約国において雇用市場へのアクセスを求める又はその領域における恒久的基盤上で雇用される他国の国民に関する締約国の義務を負わせない。

5. この章は航空サービスには適用しない。国内及び国際航空運送サービスを含み、定期のものであるか不定期のものであるかを問わない。及び航空サービスを支援するための関連のサービスも適用しない。下記以外の専門的な航空サービス、空港運営サービス及地上取扱サービス。

(適用されるサービス)

(a)航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス

(b)航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c)コンピュータ予約システムのサービス

(d)専門的な航空サービス

(e)空港運営サービス

(f)地上取扱サービス

(パラグラフ 6. 7. 8. は要約)

6. 航空サービス協定に関し、他の協定と TPP 協定の優先順

7. 紛争解決手続きに関し、他の協定と TPP 協定の優先順

8. GATS の「航空輸送サービス付属書」が優先し、その改定があれば TPP 協定も改定すること。

第 10.3 条 内国民待遇

(省略)

第 10.4 条 最恵国待遇

(省略)

第 10.5 条 市場サービス

いずれの締約国も、地域の部分に基づくかあるいは全領域に基づき、下記基準を採用または維持してはならない：

(a) 以下の制限の強制

(i) サービス供給者の数。数量割当、独占、優先的サービス供給者、または経済的ニーズ考査 (ENT) の要求の形式であるかどうかにかかわらず。

(ii) 数量割当または ENT 要求の形式でのサービス取引の全価値あるいか資産

(iii) サービス活動の総数、割当あるいは ENT 要求の形式で計画された数値単位に関して表現されるサービス生産高の全量

(iv) 特定のサービス部門において雇用されるかサービス供給者が雇用するか、そして、直接関係のある、数量割当と ENT 要求の形での特定のサービスの供給に必要な自然人の全数

(b) サービス供給者はサービスを供給する特定の種類の法人または合弁事業の制限あるいは要求。

(政府対策本部全章概要の表現；いずれの締約国も、サービス提供者に対する数量等の制限を課する措置及び、サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置を採用し、又は維持してはならない旨を規定。)

第 10.6 条 現地における拠点

いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

第 10.7 条 不適合措置

1. 第 10.3 条、第 10.4 条、第 10.5 条、第 10.6 条は下記に適用しない

(a) 締約国により主張された現存の不適合措置

(i) 付属書 I の予定表で締約国により列挙された、中央政府レベル

- (ii) 付属書 I の予定表で締約国により列挙された、地域政府レベル
- (iii) 地方政府
- (b) (a)に記載されたあらゆる不適合措置の継続あるいは早い更新
- (c) (a)に記載されたあらゆる不適合措置に対する改正、当該改正の直前における当該措置と、第 10.3 条、第 10.4 条、第 10.5 条、第 10.6 条の規定との適合性の水準を低下させること。

2. 付属書 II の予定表に締約国が列挙された、部門、下位部門、活動に関してのあらゆる措置には、第 10.3 条、第 10.4 条、第 10.5 条、第 10.6 条を適用しない。

3. 1 (a) (ii) に関し、原締約国に関する国境を越える供給サービスの具体的な障害がつけられるとして、他の締約国の地域政府により適用される不適合措置を考慮するならば、それは、その処置に対して協議を要請できる。

これらの締約国は、措置の実施に関する情報交換と更なる段階が必要が適切かを考慮する目的で協議に入らなければならない。

第 10.8 条 国内規制

(政府対策本部全章概要の表現；各締約国は、一般に適用される全ての措置であって、国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保すること等を規定。)

(以下省略)

USTR の英文テキスト (10. Cross Border Trade in Services)

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Cross-Border-Trade-in-Services.pdf>

TPP 政府対策本部の全章概要

(パラグラフ 1. 2. の適用範囲が記載されていない)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf

さて、第 10 章 国境を越えるサービスの第 10.2 条 1.2.に適用するサービス、3. に適用しないサービスが規定されていますが、第 10.7 条の不適合措置により、各国の付属書 I と付属書 II に書き出したサービスについては、除外するということになります。これに対応する日本政府が書き出した付属書は下記にあります。

「TPP 協定の全章概要 (別添・付属書等)」

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_fuzokusyo.pdf

この 6 頁「投資章／国境を超えるサービスの貿易章／金融サービス章 日本の留保」の「現在留保」です。土業に関しては、21 番弁護士以降に留保が書かれています。

21 番「自由職業サービス」「国境を越えるサービスの貿易」「市場アクセス現地における拠点」「弁護士法」

「措置の概要」

法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならない、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。

法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

上記のように日本国の資格を取得し弁護士会に入会し、その地域に事務所を設置するよう、現法の適用になっています。以下の士業についても同様です。

弁護士、外国法事務弁護士、弁理士、公証人、司法書士、公認会計士、税理士、建築士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士、土地家屋調査士、宅地建物取引業など、不動産鑑定業

この留保の一覧表をご覧いただければ、ご自分の職業に関連するサービスが TPP 協定から除外されているかどうか分かります。

さて、TPP 交渉の話が持ち上がった 2011 年秋以降、TPP のテンプレートが米韓 FTA であるとカトラー次席代表代行が語ったことから、TPP に対する恐怖感が拡大しました。2012 年 3 月に公表された米韓 FTA 実施法案にその記載があり、それを書き出したものを下記に示します。

結論から申し上げますと、米国の弁護士、公認会計士、税理士は相互承認なしで韓国内で活動でき、技術士、建築士、獣医などは相互承認で韓国内で活動ができます。

米韓 FTA に比べれば、TPP 協定は相手国の国内法に影響を与えない相互的な協定だと考えられます。

「米韓 FTA における士業の取り決め」

2011 年 10 月に米議会で可決された米韓 FTA 実施法（説明書、協定書、付属書、サイドレターをバインドした法案）1413 ページに米韓 FTA の詳細内容が書かれている。

法務関係の Web サイト魚拓（USTR の HP から削除されている）

<http://www.intellirights.com/articles/U.S.-%20South%20Korea%20Trade%20Agreement.pdf>
付属書 II（韓国）（549 頁）

「韓国法規の優先」

外国人の土地取得（ビジネス、役員に住居、関連する土地は OK、農地は韓国法）

武器、恵まれない分野、国家電子通信、社会サービス、市場参入、航空、漁業、海洋開

発、テレビ・ラジオの衛星放送・地上波放送、鉄道輸送、環境維持サービス（上下水道、ゴミ回収など）、原子力関連、原子力発電、ガス供給、生鮮農産物と動物の流通、バス・タクシー、道路輸送サービス、内航海運、倉庫業、非独占郵便事業（軍のサービス、情報通信部に属する車両数）・・・

「米国が要求した内容」

Legal Service ; 法律業務（592頁）以降

1. **Korea reserves the right** で韓国の下記権利を認める

外国免許の弁護士と外国法律事務所に関する証明、承認、登録、管理、監督の規制、外国免許の弁護士と外国法律事務所が、弁護士、法律事務所、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、通関士と、協力、商業会、提携または他の形式で参入する場合の規制、外国免許の弁護士と外国法律事務所が、弁護士、法律事務所、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、通関士を雇用する場合の規制に関しあらゆる基準を採用し維持する権利。

2. **Notwithstanding paragraph 1** で米国の要求を認めさせている。

「弁護士」

条約発効時点で、米国の法律事務所が韓国に駐在事務所を設置、米弁護士は認められた範囲の法律および国際法にかかわる法律相談のサービス提供ができる。

2年以内に、米国の法律事務所は、韓国法律事務所と共同で韓国内外の法律問題について関与できる。

5年以内に、米国の法律事務所は、韓国の法律事務所と合弁会社をつくることができる。

「公認会計士」

条約発効時点で、米国の公認会計士または監査法人は、設置された韓国の事務所を経由して米国および国際的会計監査法にかかわる会計監査のサービス提供ができる。米国の公認会計士は韓国の監査法人で働くことができる。

5年以内に、米国の公認会計士は、韓国の監査法人に特定の条件で投資ができる。
(特定の条件)

韓国の監査法人が50%以上の議決権付き株式または持ち分を所有し、米国の公認会計士1人当たり10%以内の議決権付き株式または持ち分。

「外国人税理士」

条約発効時点で、米国の税理士または事務所は、米国および国際的税法にかかわる税務のコンサルタント業務ができる。米国の税理士は、韓国の税理士事務所で働くことができる。

5年以内に、米国の税理士は、韓国の税理士事務所に特定の条件で投資ができる。

(特定の条件)

韓国の税理士が 50%以上の議決権付き株式または持ち分を所有し、米国の税理士 1人当たり 10%以内の議決権付き株式または持ち分。

(米国では、弁護士および法律事務所が司法書士の業務を兼ねていると思われる。弁理士と通関士は、相互乗り入れの規定が見あたらない。)

他の士業について (257 頁)

Annex 12-A Professional Services (専門的サービス)

免許と認証の相互認定について合同委員会で協議、1年以内にワーキンググループ立ち上げ。

分野：エンジニアリング、建築、獣医

(推定：技術士、建築士)

以上